

日本弁理士会中央知的財産研究所

公開フォーラム パネルディスカッション
技術標準と特許権

協力・日本弁理士会技術標準委員会

パネルディスカッション参加者

コーディネーター

慶應義塾大学名誉教授・情報セキュリティ大学院大学教授、
日本弁理士会中央知的財産研究所「技術標準と特許権」研究
部会主任研究員 苗村 憲司 氏

パネラー

経済産業省 産業技術環境局工業標準調査室長 江藤 学 氏
弁理士 日本弁理士会・前副会長、
日本弁理士会知的財産価値評価推進センター長
丸島 儀一 氏
弁理士 日本弁理士会技術標準委員会委員長、
三菱電機(株)知的財産渉外部次長、
日本弁理士会中央知的財産研究所「技術標準と
特許権」研究部会研究員 加藤 恒 氏

開催日：平成17年7月1日(金)



平成17年7月1日(金)の弁理士の日、日本弁理士会中央知的財産研究所の第3回公開フォーラムが、日本弁理士会東京分室が開設された秋葉原ダイビル・コンベンションセンターにおいて開催された。この公開フォーラムは、同研究所の活動内容を紹介するイベントで今年で3回目になり、同研究所の10周年を記念するものでもあった。当日は約330名の参加者を迎え、成功裏に終わった。今回は、二つの基調講演と、「技術標準と特許権について」という昨年度に研究活動が行われ、報告書も発行されたテーマでのパネルディスカッションが行われた。

近年、技術標準と特許権がますます大きな関連を有する時代となってきている。知的財産推進計画でも国際技術標準化活動の重要性が指摘されている。今回のパネルディスカッションでは、昨年度の研究活動に参加された主要なメンバーのほか、経済産業省からも江藤学工業標準調査室長にも参加していただいた。

議論は、技術標準化活動と一体的に進展するパテントプールの形成とこれに参加しない第三者の問題や、標準化技術に含まれる「必須の特許」の意義と、「必須の特許」についてのRAND(合理的かつ無差別)方針の問題、さらには将来的な大きな問題点としての

「標準の連鎖」に及ぶなど、昨年度の研究活動からさらに踏み込んだ高度な内容となった。

この記事は、当日のパネルディスカッションの内容を再現するものである。

日本弁理士会中央知的財産研究所

所長 小池 晃
担当副所長 三好 秀和

日本弁理士会中央知的財産研究所

設立10周年記念

第3回 公開フォーラム

平成17年7月1日(金) 13:00～

日本弁理士会 中央知的財産研究所

パネルディスカッション「技術標準と特許権について」

苗村(コーディネーター) それでは、コーディネーターとして御指名いただきましたので、私がこのパネルディスカッションの進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

技術標準と特許権につきましては、先ほど御紹介も



ありましたように、昨年度のこの研究所の研究課題の1つとして取り上げられまして、各界の専門の先生方にいろいろ議論をしていただきました。私がたまたまその座長を仰せつかったことから、今日もこの場で進行役を

務めさせていただいております。

技術標準というものがどういうものかについては、大変お詳しい方もいらっしゃると思いますし、また、日常のお仕事で余り関係ないとおっしゃる方もいらっしゃると思いますが、現在、知的財産権との関係で非常に重要な役割を果たし始めております。このテキストの中にもありますように、我が国の知的財産推進計画の中でも知的財産、特に特許の取得、その活用を進める中で、国際的な技術標準に関して我が国の技術を反映させるということの重要性について強く指摘しております。

そういった意味で、技術標準は新しい特許権の活用、利用の分野を広げる、いわば特許という財産的価値のあるものの営業活動のようなものととらえていただいてもよろしいかと思います。

そうは言いますが、技術標準というものと特許権が相反する利益につながることもありますので、その相互の役割の分担あるいはその両者の協調を図るためのいろいろな方策も必要になります。今日は、おおざっぱに言いますが、その2つの視点、課題についてこの後パネラーの先生方から御意見を伺い、また最後に是非会場の皆さんからも御質問、御意見を伺いたいと思っております。

パネルの進め方ですが、最初に、3人のパネラーの方から、それぞれ5分ないし10分程度の時間を使って、御自身の立場からの御発言をいただきます。その中で、多分、幾つかの問題点が指摘されると思いますので、それにつきまして、まず、メンバーの間で議論をして、その後で皆様から御意見を伺うという段取りにしたいと思います。

最初に、お話をいただく順番ですが、今、この壇上に座っておられる順番でまず、丸島さんからお話を伺います。

丸島さんは、先ほど御紹介もありましたように、日本弁理士会の前の副会長としての役割、また、今年度も知的財産価値評価推進センター長として役割を果たしておられるほかに、昨年度のこの研究部会で担当の副会長として非常に厳しくいろいろな御意見をいただき、また、御指導いただきました。今年度は、その後を受けて設けられております日本弁理士会の技術標準委員会でも執行補佐役という立場で引き続き見ておられます。この問題に関しては一番深く、また、高い立場から見ておられるということで、全体的な問題点について、個人的な御意見も含めてお話をいただきたいと思っております。

それでは、まず、丸島さん、お願いいたします。

丸島 それでは、10分ほどお時間をいただきまして、技術標準と特許権について、これはあくまでも私の私見が相当入っておりますけれども、述べさせていただきます。



先ほどちょっと出席者名簿を拝見しましたが、恐らく標準に対する専門家の方もいらっしゃるし、あるいは学生さんもいらして、まだよく御理解いただけてない方もいらっしゃるのではないかと感じて、どの辺に焦点を合わせてお話ししたらいいかと多少迷いますけれども、よくわかっていらっしゃる方は耳をふさいでおいていただいて、標準とはこんなものだ、私なりの理解でお話しさせていただきたいと思っております。

私は会社生活が長く、その中で規格という言葉がよく出ていました。標準という言葉もありましたし、どういうものかと言うと、例えば、くぎの寸法とかネジのピッチとか、あるいは畳の寸法とか、言ってみれば生産性とか品質の保証とか、あるいは互換性という、それを保つために決められた規格だなという印象が非常に強かったのです。こういう時代の規格なり標準というのは、特許権とは全く関係なかったのだらうと思うのです。少なくともその当時、特許権との関係で、規格の問題を議論されたことは記憶がないのです。

ちょうどアナログ技術の時代からデジタル技術の時代が変わろうとしたときに、私の勤めていた会社でも、これからは随分技術開発の方向も変化するなど、これ

は研究開発のやり方も変えなければいけないと思ったのです。なぜかという、デジタル化の時代になると、それぞれの商品がネットワークの端末になってしまうのです。端末になるということは、自分の製品だけではなくて、よそ様の製品との間で相互通信できなければならない、そこにはやはり約束事が入るだろうと、そうなる、技術標準が必要になるだろうと思ったのです。まさにそうなのですけれども、そうすると、今の技術標準というのは、昔の枯れた技術の標準ではなくて、技術開発型標準になっていくはずだと、ということは、アナログの時代でしたら、自社の技術、これが有効だと思ったら10年かけてもじっくり磨き上げて、商品をつくっても市場で勝てた、ところが、アナログの時代からデジタルに変わった途端に標準化の動きに合わないような商品を出したら市場で受け入れられないわけです。幾らコア技術が良いとしても、商品として標準に合わないものは受け入れられないと、これからは標準というのは絶対必要だと社内で騒いだら、いつの間にか国際標準担当に指名を受けまして、社内にはいたときも標準のことに絡んだのですが、私の感覚では、企業サイドから見ると、一種の自社の技術を世の中に提供する1つの手段だなど、もし、標準化に乗り遅れたら、せっかくいいコア技術を持っていても、それを世の中に提供できなくなる、となると、一種の事業戦略として自社の技術を世の中に提供するために標準化というものは絶対必要になってくる、こういう感覚で仕事に携っておったわけですが、この標準を進行しようとしたときに、いろいろな問題が実はあることに気がつきました。

ちょうど1996年でしょうか、AIPPIの立場で、スイスでの国際フォーラムで、この標準の問題を私は提起したのですが、隣に座っていたアメリカの弁護士がにらみつけてきて、嫌なことを言うなという感じした印象を持っているのですが、いまだにその問題が継続しているということなのです。

どういうことかという、技術開発の伴う標準ですから、当然、そこには特許がいっぱい存在するわけです。しかも標準化活動というのは、1社がやる標準もあるけれども、普通は複数の会社に関与する場合があります。御承知のように、世の中に市場で競争して標準にするというデファクト・スタンダードというのがございますけれども、今、こういう標準で争うと

いうのはほとんどないですね。危険も多いといいますか、開発した技術をそのまま標準として使えるというためにはある程度グループを組んで、そのグループで開発したものを即標準に持っていこう、いわゆるフォーラムの標準とかコンソーシアムの標準と言われてはいますけれども、複数の会社が1つの技術を共同で開発する。

となると、1つの標準化技術が完成したときに、その技術を使うために必須の特許というのが複数参加した企業がほとんど持つわけです。これが従来の技術開発と今の標準化開発の大きな違いだと思います。特許制度そのものは、公開して権利を与える、しかし、それをまた飛び越えるような技術開発を期待してはいるのですが、一面、標準が決まると、それ以上の技術を開発しようとしても、世の中で定着してしまえば、それを超えるものを自社一社で飛び越えることはほとんど不可能、それが特許制度の本来の意味と、標準化の意味がちょっと変わっているのかなと私は感じました。

しかし、デジタルの時代になってネットワークの時代になったときに、標準というのがありませんと、これまたユーザーにとって非常に不便になるということで、やはり必要な手段だなど、そういう意味で、今、標準は推薦すべき問題だろうと私は思うのですけれども、問題は、1つの標準技術を実行しようとしたときに、複数の特許が必ず存在する、その複数というのも、必須の特許でも、2つや3つではないですね。何十と存在する場合もあると思うのです。

普通、パテントのポリシーというのでしょうか、標準化団体が掲げているポリシーというのは、リーズナブルで無差別にライセンスしましょうということは大体決まっているのです。ですから、標準に参加した企業の持っている特許というのは、必ずリーズナブルで無差別にライセンスを受けられるケースが多いのですけれども、ここに1つ問題があるのです。

リーズナブル、1社単位でそれが言われていますから、ある権利者が実施料1%がリーズナブルだと言ったら、例えば、20社で1つの標準技術を開発すると、合計すると実施料が20%になるわけです。そうすると、標準に参加しない人たちが標準技術のライセンスを受けて事業に参入しようとする、20%のロイヤルティを払う必要があるのです。これで、競争が成

り立つだろうかという問題です。標準というのは、ある程度世の中に普及したら、それに合わせないと、商品を世の中に出せないのですから。そうすると、どうしてもロイヤルティーの支払いでハンディキャップを負う。入りたくても市場参入できないではないかという問題が1つあると思うのです。

では、標準化団体はどういう悩みを持つかという、第三者の特許を侵害してはいけないという立場で、技術開発上、いろいろと調査をして、第三者の権利が存在したらそういう技術については標準化から外そうとして努力するのですが、今でこそなくなりましたけれども、昔はよくサブマリン特許といいまいて、標準化が完成したときに、まだ特許は存在しなかった、標準技術が普及した途端にぼこんと特許が出て、その特許を使わざるを得なかった。

その第三者は、標準技術に対してライセンスする義務を持っているかということこれは全く何もないのですね。そうすると、世の中の利便性のために、技術開発、標準化し、普及した途端に第三者の特許に侵害したということになりますと、差し止めを受けるかもしれない。あるいはライセンスが受けられたとしても、膨大なロイヤルティーを支払わなければならないということもあるわけです。ですから、標準化技術をつくるグループとしての心配というのは、第三者の特許をどう扱えるのか、これは強制的に実施権をもらえるとということもないのです。ということで、両方の立場で非常に不安な状態になっている。これが現在でも続いている標準化の問題なのです。

そこで、一部、任意にある標準技術については技術単位でリーズナブルにライセンスを出す、そういう趣旨から、要するに、技術が普及するよということとでパテントプール制を取って、技術単位でリーズナブル・ロイヤルティーということを行っている標準化団体もあります。しかし、これはあくまでも任意でやっているのだから義務ではないのです。そうすると、一つの標準化技術に関して複数のパテントプールが存在することにもなるわけです。

今、世界中でコンソーシアムが幾つもある、それこそ技術競争、すなわち標準化活動で競争し合っているわけです。その上に、今度、国際標準ということで、国際標準機関で標準化するというのもあるのですけれども、ここは何と日本もそうですが、大国のアメリカ

でも基本的には投票権は1票しかないのです。時間もかかるし、1票しか投票権がないと、自分の技術を国際標準に持っていくということは非常に困難なのです。どちらかというヨーロッパ勢の方が絶対に強い、国数が多いからですね。そういう意味で、通信の分野など、基幹的なものは大体ヨーロッパの技術が標準になるケースが多かった。それで、普通言われている情報産業分野の標準というのは国際標準に持っていかないで、コンソーシアム標準、あるいはフォーラム標準というもので、事実上世の中で普及していたのです。

ところが、最近、また国際標準に向かって、非常に関心が高まった。なぜでしょうか。これは知財立国に向けての推進計画というか、知財基本法の理念の1つにも入っておりますけれども、日本の産業の国際競争力を高めるというのが必要なのです。ですから、今、知財立国に向かっていろいろ国内環境を整備しておりますけれども、最終的には日本の産業が国際競争力を強めなければいけません、国際競争力を強めるということになると何が必要か、国際市場でボイコットを受けない技術でなければいけません。そうすると、まず、国際市場で通用する技術を開発して、それを国際標準として確立して、それで国際市場で競争するということを前提にしないと、国際市場における競争力というのは保てないと私は思うのです。

それを保障しているのがWTOに加盟した国ですと、TBT協定というのがあります。国際標準優先の考えがあるわけです。要するに、国内標準と国際標準の違いがあった場合、国際標準を優先しなさいと、これが根拠なのです。産業政策と知的財産というのは、密接に関係していることは皆さん御承知のとおりだと思っておりますが、やはりその国の産業政策によって国内の規定に合わないものは排除するというのも事実上は可能なわけです。

ですから、これからマーケットが大きくなるようないろいろな国に国際競争力で打ち勝とうとしたときに、やはりそれぞれの国の標準なり規定によって、排除されないようにするためには、国際標準をとることが私は必須だろうと思うのです。そう考えますと、今まで民、民で、いろいろ技術開発で競争していましたが、たとえ、それに勝ったとしても、国際市場に出たときに果たして勝てるんだろうかと不安が出ると思うんですね。

ですから、そういうことを考えますと、まずは日本の技術を世界のマーケットで適用するためには、まず、国内標準を取るのが先決ではないだろうか、民、民で余り争わないで1つの国内標準を早く取って、それを早く国際標準に持っていくということが結果的に、お互いがいいビジネスができる環境になるのではなからうかと。

これを称して私は協調して、その後競争しましょうと表現しているのですが、余り協調というところで公取から恨まれるかもしれませんけれども、そういう意味ではないのです。競争して失敗して協調では、これは国際競争の場で勝てませんから、やはり協調、それから競争という考えを取り入れるということが、これからの技術開発に必要ではないのかなと、これは個人的な意見です。

これが大きな意味での標準と特許との関わり、あるいは日本の知財立国との関わりと私は理解しております。

こういう中で、では、先ほど申し上げたような標準化団体の問題、あるいはランセンシーの立場の問題、これをどうやって解決したらいいのだろうか、ということが今、話題になっている問題だと思うのです。

私は、国際標準である以上は、ある程度リーズナブルな条件で世の中に提供するのが義務だろうと、となると、一人ひとり権利者がリーズナブルを出すというよりは、グループで標準技術単位でリーズナブルということを経済づけるべきではないか。

もう一方では、第三者もそういう恩恵にあずかる以上は、標準化に参加しない人でも、ある程度、標準技術の実施に必須の権利を所有していたら、それはリーズナブルでライセンスするということの義務を持ってもいいのではなからうかと、これを無条件に押しつけるというのは非常に問題があると思いますので、標準化の動きに合わせて、こういう内容を標準にしていますということを何らかの方向で知っていただいて、それに反対なければ、後で権利主張はできない、リーズナブルでライセンスがいただけるという仕組みが必要ではなからうかと思っております。ただ、こういう議論は、それぞれの立場で考えますといろいろな異論がございます。まだ決着しておりません。

それから、もう一つ、こういう標準化活動を国際標準に持っていきこうとすると、国際標準に持っていった

めの人材が非常に大事になるのですね。これは私も仕事上経験しましたがけれども、例えば、ヨーロッパの標準の担当の人というのは長年かかわっている人が多いのです。ですから、国際標準の場で交渉力があって、国際性があって、しかも国際標準にするためには、各国1票の投票権ですから、やはり仲間づくりもしなければいけないということで、そのような交渉をして、国際標準に持っていくという人材の育成が非常に大事だろうと。その人材の確保というのをベースにして考えた場合、今の日本では、余りにもそういう活動に携わる人の評価が低いのではないかと。

大体、経営者が標準というと、できたら使えばいいのではないのという感覚の方も多いようですけれども、昔はそれでも良かったけれども、今はできたら使えばいいや、これでは勝てないと思うのですね。そういう意味で、経営者の方も認識を変えるべきだろうと思いますし、国全体として標準化の意識をもっと高める必要があるのではなからうか。

もっと大きく言いますと、今、国家戦略の一番基幹になっている日本の重要な技術、これは総合科学技術会議で決めまして、全体の予算をそこで決めていますね。それぞれの実際の研究開発というのは各省庁の関係の研究所あるいは大学あるいは企業に分担されて研究開発されているわけですが、それと全体の調整をとって、これを国際標準に持っていくという機能が連動しませんと、せっかく国家戦略で相当な国費を使っているけれども、いわゆる成果として競争力に結び付いていかないのではないかと心配も私は持っています。

そういう意味で、是非、国家プロジェクトみたいなもので、標準化の必要なものは、是非開発の過程と、標準化の作業を同時並行でできるような組織なり活動が必要なのではなからうかと、このようなことを考えております。

それから、ここにいらっしゃる弁理士、弁理士でない方もいらっしゃるかもしれませんが、知財の専門家として考えたときに、どういう役割が果たせるのか、先ほど言いましたように、パテントプール制を引いたときには、必須の特許でないとパテントプールの対象特許にははいけない、これは公取のガイドラインに出ているのですね。そうなりますと、標準の技術を使うための必須の特許というのは何なのだろうか、これは鑑定が必要になります。この鑑定の作業はだれがや

るのでしょうか、やはり専門家がやらなければならないですね。

必須の特許から外されたら権利者は不満ですよ。やはり調停が必要になりますね。そのような機能をやはり第三者機能として公平な立場でできるような機能が必要なのではないだろうかと思っております。そういう場面に、知財の専門家が携ることも必要になってくるのではなからうか。

もっと先までさかのぼれば、標準化に必要な知的財産を創出する、ここにおいて標準化を意識した権利形成というのは非常に大事になってくるのです。そういったところも、全体の企業あるいは国としての動きとの関連で、知的財産の権利化活動等をするということが求められているのだらうと思えます。

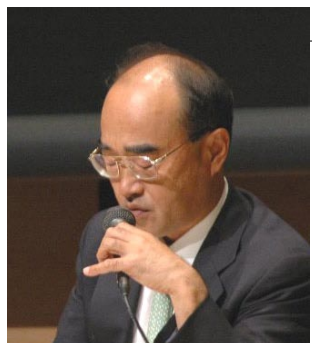
そんなことを私なりに思って今申し上げたので、あと、いろいろ御議論させていただければと思います。ちょっと長くなりましたでしょうか。

苗村（コーディネーター） どうもありがとうございます。

それでは、引き続きまして、加藤さんに御発言をお願いします。加藤さんは、このテキストにもありますように、三菱電機株式会社で知的財産渉外部次長をされておられて、その立場で実際に先ほどお話の出たパテントプールなどのライセンス業務にもかかわっておられますし、いろいろな意味で実務的に大変良く御存じです。また、昨年度の研究会でも中心的なメンバーとして大変活躍をされました。更に、今年度は、日本弁理士会の技術標準委員会の委員長を務めておられます。

それでは、加藤さん、よろしくをお願いします。

加藤 加藤です。御紹介いただいたとおり、企業人として特に、今日のテーマである技術標準と特許権というところについて、パテントプール等を通じて関与している者



ですから、そのような経験を踏まえて、本日のテーマに関連した事項をどうとらえているのかのコメントをさせていただきたいと思えます。

技術標準と特許権と言った場合、何が問題なのかと

言うのは、丸島先生からも御指摘があったとおりにんですが、より具体的なイメージを持っていただくために、製品例を挙げますと、皆さんの御家庭の中に、あるいは御自身がお使いになっているものだと思うんですけども、デジタル家電、DVD、デジタルテレビのようなものが非常にこの問題のうず巻きに巻き込まれているのではないかと思います。

もう一つは、携帯電話、取りわけ第三世代になって3Gとか言われるものでございますけれども、こういったものを想像していただくと、同じようにこの問題に大きく巻き込まれている製品群であるというふうにお考えいただいてもいいのではないかと思います。

丸島先生の御説明にあったとおり、昔のネジのピッチの標準化と比較して言えばこういった製品というのは先端技術でなおかつ送る側と受け側が要するという特性があるものはおよそこの技術標準と特許の問題に巻き込まれざるを得ないのではないかと感じております。

さて、率直に言って、この技術標準に対する特許というのはどのように扱われたかと考えてみますと、昔はと言っても10年ちょっとぐらい前でしょうか、簡単に言うと技術標準に必須な特許というのは無償（タダ）が常識であったのではないかとこのように考えています。無償がいいか悪いかというのはいろいろ問題はないわけではございません。一番典型的な無償の大きな技術標準はいろいろあるかと思いますが、具体的には暗号技術を1つ考えていただきたいと思えます。アメリカの暗号の標準技術であるDESという技術がございます。今も、これは必ず皆さんお世話になっているはずで、なぜならば、キャッシュカードを皆さんお持ちだろうと思うんですけども、ATMに行くと、お金を引き出したりするとき、あのデータを中央コンピュータでやり取りするわけですが、暗号がかかっていないとこわくてたまらないでしょう。あれはこのDESという暗号が使われております。これは無償でした。

ただ、あのクラスは無償でもいいのかもしれないんですけども、世の中、知的財産に対する活用なり保護の意識がどんどん高まってきて、先ほどの御説明にもあったとおり、技術に関する必須特許の扱いが、合理的で非差別的な条件で許諾しますよというパテントポリシーに則ったものがほとんどになってきました。これは Reasonable And Non-Discriminatory を略し

て、我々はキーワード的に RAND と読んでおります。合理的な条件で許諾しますので必須特許を使ってくださいという宣言を出すこととなります。RAND は RAND でいいんですけれども、RAND の積み上げ問題というのは当然皆さん御想像できるとおりでございます。1 人の特許権者が 1%、まあ RAND かなと思つたら、10 社がいたら 10% になりますし、もっと増えて 100 社ぐらいが必須特許を持つてくる技術標準というのは今やかなりの数に上るのではないかと思います。

では、100% 払えるかということ、とんでもないということ、企業人の立場から、これは何とかせにやいかぬということで、1 つ考えられたのがパテントプールでございます。幸いにも幾つかのパテントプールが今世の中で動いておりまして、基本的に成功裏に動いていると言つてよいと思います。

結局のところ、何をやらなければいけなかったかということ、パテントプールを考えていただくときに、我々が非常に重視したということは、特許法の目的であるところと全く一緒だと今感じておりました。

つまり発明の保護と利用によって産業の発達をはかるといふ、皆さんも耳にたこができるぐらい聞かれています言葉だと思ふんですけれども、これを技術標準の世界に置き換えてみますと、必須特許の保護と技術標準の普及のバランスを図ることによって、産業の発達に寄与するといふ、まさにこれなのではないかと。ですから、昔特許法を考えた人は、今のこの問題にも全く通用するコンセプトそのまま引きずってくるぐらいのものをやってきているというふうには言えるのではないかと思います。つまり、このバランス感覚の上で立つて、発明の保護と技術標準の普及をはかるといふところが究極的な解なんだろうと思つております。

さて、ちょっと現実的なところに若干目を向けてコメントさせていただきたいと思つます。ややもすると、技術標準の特許の問題でエレクトロニクスとか弊社が扱っているような分野とか情報通信に集中しているのではないかとと思われるくらいがございます。確かに、先ほど御説明申し上げたとおり、世界の中では、そういったものが多いのは確かでございますけれども、非常に類似の問題がバイオとか、医薬の問題にも浮上ってきております。バイオとか医薬に技術標準はございませんけれども、必須特許という意味で使わざるを得ないバイオ特許、医薬特許というのが非常に増えてき

ております。

それから、ちょっと自動車の世界に目を向けてみますと、自動車もエレクトロニクス技術が入ってきている点が理由ですが、プラットフォームの共通化ということ自動車の世界ではかなり最近熱心にやられるようになってまいりました。自動車産業というのは、トヨタさんの業績を見られてもおわかりのとおり、日本経済をある意味では相当部分支えている重要な産業ですので、そういったところでも、多分、この問題というのは、もっともっと尖鋭化していくのではないかと私自身は感じております。したがって、決してエレクトロニクスだけの世界ではないと思つております。

それからもう一点、技術標準に使用される必須特許でございますけれども、RAND だから安く供出しなければならぬのではないかというような思いを皆さん抱かれるのではないかと想像します。確かに、1 件当たりは、かなり安いレートで出すこととなりますけれども、実は、私、パテントプールに関与してみようと思つたのは、正直申し上げてかなりもうかるビジネスモデルです。収入レベルを残念ながら申し上げられないんですけれども、現在、世の中で動いているパテントプールの収益をそのまま企業収益に置き換えると、日本企業の経常利益のランクの中で 100 位ぐらいのところに入ってくるのではないかと思います。

では、パテント・プールのレートというのはどんなものですかと言われた場合、幾つかありますので、一概には言えないですけれども、かなり安いです。大体 1 つのパテントプールに必須特許が 100 件前後入っております。それで、全体として、ロイヤルティーレート、プールの価格ですけれども、0.5% から高くても 3% の間なのではないかと、それでも、相当な収益が上がるということは、これも結局のところ、やはり必須特許の保護と利用というものをうまくバランスしているからこそ、ライセンサ・ライセンシーも同意してくれるのではないかと感じております。

もう一点ですが、何かこういったシステムというのは、大企業のためにあるのではないかというような御批判もゼロではございませんけれども、私が思うに、例えば、従業員数名から 10 名程度の中小企業、あるいはジョイントベンチャーが一件、私は必須特許持っていますとした場合、広く利用される技術標準を使っている人に権利行使をかけた場合、本当にうまく行く

でしょうか。多分、非抵触とか、無効主張されたり、いろいろ抵抗されて、場合によってはつぶれてしまう。むしろパテントプールのシステムがあるならば、1件、必須特許と認定されたら、それは自動的に入れてもらえます。そうすると、中小企業の立場から見ても、パテントプールをうまく活用する手はあるのではないかと、一旦入ってしまうと、変な話ですけれども、何もしなくとも規定に従ってちゃんと配分があります。

配分のところにお話が及びましたので、1点、弁理士としての立場として何をしなければいけないか、先ほど丸島先生が御指摘になったとおり、3つあるのではないかと思います。必須特許、つくり上げる出願という、皆様や我々弁理士が一番負荷の高いところでございます。もう一つは、必須特許を鑑定する。それから、紛争が起きた場合、その解決に当たる仲裁的などころに関与するということがあると思います。いいのかどうかは批判があるんですけども、現状のパテントプールのロイヤルティーの配分というのは、件数ベースでやっております。本来ならば、各必須特許の価値、カバーする広さに応じてやるのが理想なのはわかっているんですけども、それをうまくやる手法がなく、研究中ということで件数でやります。したがって、分割等によって必須特許が増やすようなテクニックがないわけではありません。そういった意味で、弁理士としてこの分野に関与できる範囲というのは非常に広いと私は考えておりますので、まだまだやることはたくさんありますし、もっともっと弁理士はこの問題に関与していかなければいけないと、そのように思っております。

以上です。

苗村（コーディネーター） ありがとうございます。最後になりましたが、江藤さんにお話を願います。

江藤さんは、おわかりのように、政府の立場で日本の技術標準化活動全体を見ておられますし、また、ISO、IECなどの国際的な標準化活動に対しても、日本からの意見、主張をする立場で、この問題に関して大変深い造詣を持っておられます。

それでは、江藤さん、よろしく願います。

江藤 工業標準調査室長の江藤でございます。私も経済産業省と申しますのはJIS、皆さん御存じだと思います日本工業標準規格ですが、このJIS規格をつ

くっている事務局、これを日本工業標準調査会と申しますが、この日本工業標準調査会の事務局をしておりますのが私のところ、経済産業省の基準認証ユニットでございます。



そういう意味で、日本の標準をつくるというのが一番大きな仕事でございますけれども、もう一つ、この日本工業標準調査会といいますのは、ISO、IECという国際標準をつくる団体の会員、これは各国から1つとは限られていますが、日本からは工業標準調査会がISO、IECの会員になっているということで、そういう意味では、日本の代表として国際標準の制定に関与している、というのが私どもの仕事でございます。

これはなぜ経済産業省にあるかということを中心に申し上げれば、やはり標準をつくるのが産業界のためになるということです。産業政策の1つとして標準をつくってきていたわけでございます。ただ、そこが少し恥ずかしい面がございますのは、名前を聞いていただいでわかりますように、日本工業標準調査会という名前でございます。これは何かというと、国際的にどんな標準があるかを調べてきて、日本の標準をつくる、これが実は日本の標準のつくり方だったわけでございます。ですから、こういう工業標準制定会でも、作成会でもなく、調査会だったわけです。これが実は日本の標準のつくり方だったわけでございます。

いまだにこの名前は変わっておりませんで、我々はこの名前を変えたいという議論はときどきするんですけども、そういった後追いの標準をつくっていたのが、実は日本の工業用標準だったわけでございます。ただ、これが今、先生方からお話がありましたように、今や大変革をしております、日本がかなり世界の標準を引っばれる段階になってきております。世界の標準に対する提案数も、実は世界の中で大体5番目か6番目ぐらいの標準提案を毎年している、そういう国になってきておりますので、今や世界の標準にかなり力を持ってきているところでございます。

その中で、今日、話題になっております特許を含んだ標準というのが、本当に大きな役割を果たし始めて

いるということでございます。先ほどから幾つかの例が出ておりますけれども、まさに特許の入った標準というのが話題に出ましたのは本当にここ数年でございます。国際標準の場でこれが問題になったのは実は1995年に、ブリティッシュテレコム、BT、イギリスの電話会社ですが、BTがITUという国際標準をつくる会議があるんですが、ここで標準をつくるときに、自分の特許を使わせるか使わせないか、この宣言をしなかったんですね。しないで標準化が止まってしまった、これは実は一番最初の事件でございます。勿論、その前から標準と特許の関係というのは少しずつ議論されておりましたけれども、本当にこういう特許があることによって標準がつくれない、もしくは標準の策定に疑義が生じる、こういったところが起こり始めたというのは、本当にここ10年ぐらいのことでございまして、その後、この特許を含んだ形で標準をつくっていかねばいけないんだという動きが大きくなってきたわけでございます。

それで、我々もそれに対してはまさに前向き、非常にウエルカムな形だと思っています。皆様、誤解があるかもしれませんが、標準をつくるときには、技術を放棄しなければいけない、特許を放棄しなければいけないと、特にJISをつくるときには特許を放棄しなければいけないんだというようなことを思っている方がまだまだ実は世の中にはたくさんいらっしゃるんですが、決してそんなことはありませんで、標準の中にも、特許を入れていただくということは、政府ベースでもこれは非常にいいことだと、なぜなら、その特許をもって日本の技術がどんどん世界に使われる、世界の市場に日本の技術が入っていくということですから、産業政策上も非常によいことだというふうに認識しております。我々も特許を含んだ標準を世界に訴えていくということをどんどん進めております。

そういう意味で、日本からも特許を含んだ標準というのがどんどん世界に出てきているところではございます。ただ、そういった中で実は、我々としてもいろいろな問題を抱えておりますし、今、先生方からも御指摘がありましたように、まだまだ制度上不備なところがたくさんあるというふうに考えております。

例えば、今、RANDの話というのがところどころでお話が出ましたけれども、このRANDというのは、特許をリーズナブルにだれにでも出しますという宣言

をしなければいけないんですが、これを標準をつくる途中で宣言をしなければいけないんです。ただ、宣言をするというルールがあるんですけども、実はどこかの会社が自分の特許がこの中にあるから、RANDで使ってもいいですよという宣言をしてしまうと、ほかの標準をつくっているメンバーは、それを標準に入れるのをやめようとするんですね、どうしても。そういう意味で、宣言をすると自分の技術が標準に入らないという可能性も出てくる。そうすると、やはり宣言をみんなしたくない、そうすると、宣言をするのが大変後の方になってしまう、こういった今の特許宣言のシステムというのは、実は、少し矛盾をはらんだままずっと動いておりました、何とか今、皆様の標準をつくる方々の良識の上で動いている制度でございます。

そういう意味で、ときどきどうしてもそこからはみ出る問題というのが起きてきまして、後から自分が特許を持っているから使わせないとか、そういう問題が起きてくる、それをいかに減らしていくかというのが今、我々の非常に大きな仕事なわけでございます。

ただ、この特許が入った標準をとっていただくというのは、これは本当に我々としては是非やっていただきたい。これは先ほど丸島先生からもちょっと御紹介がありましたけれども、WTO、TBT協定というのがやはりすごく大きな影響を持っておりまして、これはさっき御説明がありましたように、もしも、国際標準があつたら、これは、国内標準はそれに合わせなければいけないというルールなんです。WTOに入っている人はこれを全部やらなければいけないことになっています。実を言うと、日本もWTOに入ったときには国際標準に合っていないJISが山のようにありました。これはJISを全部改正をして、したというかまだしているんですが、今もし続けております。そして、全部を国際標準に合わせるという作業を今しているわけですが、これがWTO加盟国に全部強制でかかるわけです。これで何が起きているか、一番大きいのは、中国です。中国がWTOに加盟したということは、中国は国際標準を使うことを義務づけられたわけです。皆さん、ときどき新聞で中国は独自標準をつくったかというのをと新聞記事になるのをごらんになっていると思いますけれども、あれが記事になるというのは、実は、あれは中国がやってはいけないことをやっているから記事になるんですね。本当は中国は国際標

準を使わなければいけない立場になっているにもかかわらず、それにいろいろな形で抵抗することがあるわけです。それをきちんとルール上守っていただくのがこの WTO, TBT 協定で、そういう意味で、この国際標準を取ることにもものすごく大きな意味があります。

そういう意味で、私から言うのも本当はおかしな話なんですけれども、JIS は取らなくてもいいから国際標準を取ってください、JIS をつくるよりも国際標準を取ることの方が今や圧倒的に重要です。更に申し上げれば、正直言って、JIS をつくる方が難しいです。JIS というのは、非常に固い制度、日本政府の制度でございますから、業界が完全に一致しなければつくれないです。業界の中に反対者がいるとつくれません。そういう意味では、非常に難しい、JIS をつくるためにもものすごく手間がかかります。それをやるために、技術的な先進性を失ってしまうぐらいであれば、国際標準をどんどん取ってくださいというのが、なかなか表向き、堂々と私から言うのも変なんですけれども、今、我々の中では、もう国際標準を取っていただくことは全く問題がない、JIS を飛ばして国際標準を取っていただくことは全くも問題がないということでございますので、まず、そういう状況であるということを是非皆さん御理解いただいて、どんどん国際標準の場に出て行っていただきたい、特許を持って出て行っていただきたいというのが、我々政府の標準をやっている者の思いでございます。

それと同時に、そのためには、やはりいろいろな形で制度を整えなければいけない部分がございます。先ほどから先生方が御指摘になっていらっしゃる様に、やはり1つの技術にたくさんの特許が絡んでまいりますので、それを使いやすくする制度というのは絶対に必要でございます。そういう意味で、パテントプールをつくっていく、こういった形で特許を使いやすくするという仕事も必要でございますし、このパテントプールをつくるためには、先ほどお話にありますように、技術の評価ができる方というのを育てていく、そういった方に仕事をしていただくということも非常に重要でございますので、そういったところも是非我々としては弁理士会の皆様に期待をするところでございます。

この、国際標準、国際特許の関係というのは、本当

に今ホットな 이슈 でございまして、実は、先週もアメリカと日米協定をやってきましたんですが、やはり IPR の問題は、彼らもものすごく気にしております。特に、これは中国だけに限らないんですが、途上国側というのは、今、標準からロイヤルティーを取られる側にあるわけです。どちらかという日本、アメリカというのはライセンスでロイヤルティーを取る側にありまして、TBT 協定というのはどちらかという取る側に有利な協定になっております。これをいかに途上国の方々に納得していただくか、というのが今の我々の大きな課題でございます。当然ながら、一番のポイントは、やはり最先端技術を途上国の方々に普及するためには、それはやはり正当な対価は払っていただくざるを得ない、お金を払わないで使わせろと言われると、当然ながら、本当に技術を持っているのは政府ではなくて、プライベートカンパニー、企業ですから、企業の方々は当然出さないおっしゃるわけで、これは当然です。だから、そうではない技術を使うためにはお金が必要なんです。その技術がちゃんと使えるように標準というシステムをつくりました。標準の中で RAND という仕組みで安い値段で技術を使えるようにしました。ですか、皆さん使ってくださいという形で途上国の方々にお願いする、これは今我々の大きな仕事でございます。そういった仕事をしていく中で、こういった特許と標準の関係をきちんとしていくというのも我々の大きな今の仕事でございますので、皆様にもいろいろな形で御支援をいただければというふうに思っております。

苗村（コーディネーター） ありがとうございます。

1 ラウンドお話を伺いました。時間があと 30 分ぐらいで私の予定としては 3 人のパネリストの間で追加発言、あるいはほかの方の発言に対するコメントなどをしていただきたいと思います。

どこから始めてもいいんですが、ちょっとその前に、私なりに今 3 人の方のお話を伺いながら、整理してみたことを申し上げます。おおむねこのお手元の資料の 8 ページから参考資料として付いている知財推進計画の抜粋部分の対応で申し上げますと、最初に、8 ページにある (1) の「戦略的に国際標準化活動を強化する」ということに関する御発言が 3 人の方からそれぞれありました。

まず、丸島さんからのお話の中で、WTO の TBT と

の関係も含めて、これから国際市場で競争力を高めるために日本がもっと国際標準化に対して積極的に取り組むべきであるという話がありました。その中で、若干面白いキーワードとして、協調してその後競争、というような話もありましたが、これは誤解のないように御理解いただきたいとは思いますが、そういった点を含めて、また、人材の問題も含めてどうやっていくかというのが課題だと思います。

最後の江藤さんの方からもこれを、ある意味では官の立場からサポートするような発言のように私伺いましたが、やはり WTO の TBT 協定との関連を相当意識されて ISO, IEC, ITU 等の国際標準化に対して日本がもっと積極的に取り組むべきであり、成果を上げる必要があるというお話がありました。

加藤さんのお話の中でも、その範囲というのが、必ずしも従来の情報通信分野だけではなくて、バイオ、医薬、あるいは自動車その他、ありとあらゆる分野にあるということと、成功すれば実は中小企業でもこれでもかなり大きな利益を得られる可能性があるというお話もあったわけです。

まず、この辺りについて、つまり、標準化と特許の細かい対応の問題というよりも、そもそも国際標準化に対してもっと積極的に日本の企業、皆さんが取り組んでいくためにどういったことをすべきかについて、先ほどの補足でも結構ですし、ほかの方が話されたことに対する意見でも結構ですが、ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

丸島 加藤さんがおっしゃった中小企業も標準についてはメリットがあるというお話、私もそのとおりだと思っています。ややもすると、大企業の感覚で標準の問題を言っているのではないかと誤解されるのですが、ベンチャーなり中小企業が事業をやろうとしたときに、実際の状況を考えていただきたいと思うのですね。大体、ベンチャーがコア技術を開発して、それをベースにして事業をやろうと、これは標準とは関係なくても、実際にコア技術だけでは事業になりません。関連の技術を使わないと商品にならないのですね。

例えば、パソコンのある一部分の技術についてすばらしい技術開発をしたと。でも、パソコン全体をつくって事業をやろうとしたときには、それ以外の特許がいっぱい存在するわけです。その特許を解決しない限りビジネスは実行できない。

標準化技術もその1つなのですね。世の中で、標準にマッチした技術を採用しなければ世の中に提供できない。そうすると、どうしても使わざるを得なくなる。そのときに、パテントプールというのは非常に助かるのですね。もしパテントプールがなかったら、一社一社からライセンスを受けなければならない、これは相当競争力に影響を与えるはずであります。

ですから、ある業界でパテントプールというのが独占の意味で批判されていましてけれども、それと今、標準化のパテントプールでやるということの意味が全然違っておりまして、むしろライセンシーの立場で考えた仕組みだということのを是非誤解されないように、正しく御理解いただきたいなど、そんな感じを今思いだしまして、追加させていただきました。

苗村 (コーディネーター) ありがとうございます。どうぞ、加藤さん。

加藤 追加でございます。私が事例としてデジタル家電を、例えばイメージしていただくとわかりやすいと申し上げましたように、日本でデジタル家電をやっているメーカーは、私の会社も非常にやっておりますけれども、皆さん、指を折っていただくと何社ぐらい御想像いただけますか、すごく名前がたくさん出てくるのではないかと思います。こういった国は世界で日本だけだと思います。こんなに先端技術分野でこんなにたくさん、100もあるとは申し上げませんが、大体指が両方必要になりますよね。そういった数のデジタル家電をやる企業が競争しているわけです。ということは、必然的にこういった技術標準の問題が出た場合には、コラボレーションというのがキーワードになってきて、いい意味で協力、協調をやらないと、結局やりたい技術、やりたい製品がつかれないんですね。ですから、この分野で比較的日本は、コラボレーションというキーワードと、勿論、コンペティションの上に立ったコラボレーションですが、それを日本はやっているの、幸いにも、そういったビジネス環境が、この情報通信あるいはデジタル家電の分野ではあったので、世界を比較的リードできるポジションに今持ってきているのではないかと思います。ちょうどアメリカのマイクロソフトの裏返しであると思いますが、日本の文化に適合しているのではないかと思います。ある意味オープンな競争の上に立ったコラボレーションというのは、本当の意味でこれからの競争

のキーワードになるのではないかと考えております。ちょっとだけ付け加えさせていただきます。

苗村（コーディネーター） ありがとうございます。何か、江藤さん。

江藤 私も1つだけ付け加えさせていただきます。丸島先生がおっしゃった民衆で争わないで、国内標準をとる、これは勿論それが一番いいわけでございます。先ほど私はJISは取るのが大変だから、飛ばしてでもというふうにお話をしましたけれども、勿論、国内でまとまっていたらJISを取れば、JISを使って国際標準を取りに行った方が単独で出てくるよりも絶対に有利でございますので、それができれば一番いいわけでございます。勿論、それを目指していただきたいですし、また更に、国内でまとまれば、これはすべての会社がまとまらなくても、国内でかなりの会社が協力をすれば、国際標準を取るの是非常に有利になるわけでございますので、そのところ、丸島先生のおっしゃっていることと趣旨は全く同じであるということをちょっと追加的に御説明しておきたいと思っております。

苗村（コーディネーター） ありがとうございます。

ちょっと私の方でも感想のような補足をさせていただきます。

1つは、今、最後に江藤さんからもお話があったことと関連して、例えば、日本で複数の企業が同じ分野に関して別の技術を持っている、それぞれ技術的に比較をしても余り明確に優劣がないという場合に、当然、それぞれの企業は自社技術を世界の標準にしたいという努力をする、国内でそれを調整しようとしても、なかなか簡単には一方が引き下がらない、また、足して2で割るのでは、決して答えにならないということはいくらも起きます。そういうときにどういう方法をとるのがいいのか、決して正解はないんですが、先ほど来、特に江藤さんが言っておられたのは私はこういう意味だと思っております、日本の国内でただ、JISをどうするということを議論しても意味はないと、あくまでも国際標準、世界標準をつくる必要がある、そのときの考え方として、多分、国内で調整をするときに、例えば、昔ですと経済産業省に間に入っていて、何とか一本化するというやり方もあると思っておりますし、成功した例もあったと思っておりますが、もう一つは、外国と手を結ぶというやり方かと思っております。

現実には、製品をつくって販売をされるときに、当然

外国のユーザーがそれに乗ってこなければいけないわけで、ISO、IECなどでは、国を代表する標準化機関が、それぞれ1票を持って投票することによって決めますから、幾ら日本の中で合意しましたと言っても、それが必ずしも世界で受け入れられないということもある。そうすると、早い時期から、国際的な戦略、戦術を考えなければいけない、その辺りを含めて、最初に丸島さんの話にもありましたが、標準化の人材が必要だということもあります。

標準化の人材というと、ちょっと事情を御存じない方は、英会話の得意な人がいればいいんだというふうに思われる方が多いんですが、勿論英会話は要りません。日本語で標準化を進めるのはできませんので要るんですが、むしろそういういろいろな利害関係の対立するものの中で調整をし、しかもそこで自分の側の意見を通すということが重要なので、これは今後ともいろいろな立場で御検討いただきたいし、また、弁理士として、その発明の権利を広く取り、それを貫く他社の権利との関係を考えるといったことも、標準化に類似の発想かと思っております。

それから、もう一つは、純粋に大学の立場で申しますと、先ほどベンチャーという言葉がありました、大学の教員なり学生が発明をしたものを、TLOを通して権利化し、起業化に結び付けるという国の方針で、今、いろいろな大学が動いておりますし、これはよいことなんですが、その成功の1つとして自ら製造業を興すというのは大変です。しかし、特許権を権利化し、それを世界の標準化に結び付けるというやり方は、いろいろな意味であり得る話で、アメリカでは、現実に大学の先生だった人が、企業を起こして、ほとんど1人で会社を起こして、その特許権で今おおうけをしている、そういう例もあるし、日本でもこれからどんどん出てほしいなというふうに思いました。

まだ、いろいろあると思っておりますが、話の都合で、次の論点といえますか、先ほど、RANDという言葉もありましたが、標準化団体が具体的に技術標準の中身を決める段階で、その案に対して特許権をもっている人を探し、これは個人でも企業でもですが、そういう人たちに、その特許権をライセンスする意思があるかどうかを問い合わせるという手続が通常取られます。これをしておかないと、せっかく標準化を決めたのに、それに関する特許を持っている人が、あくまでも自分

だけで独占的に使いたいということになりますと、これは標準として意味がない、そこで、少なくとも、リーズナブルでありノンディスクリミナトリー、すなわち合理的であって相手を差別せずに、ライセンスするよという意思表示をしてもらえば、その先に進むけれども、もし、いや、これは独占したいという話であれば、見直さざるを得ない。こういう手続を取っているわけです。

ところが、その場合のリーズナブルというのは何かの問題になります。ノンディスクリミナトリーは大体皆理解ができるんですが、リーズナブルというのは、製品の10%のことを指すと考える人もいるでしょうし、0.01%だと考える人もいるでしょう。それが、特許が1つだけしか関係しなければ、いずれにしてもそれを根元にして判断すればいいわけですが、リーズナブルな条件でライセンスするよ、と言った権利者が、先ほど、たしか加藤さんのお話の中で、例えば、100件という話がありました。みんながその何%かの数字を言って、足してみたら50%になる、あるいは100%を超えるというのでは、現実的に、その標準が使えないということがあります。

そこで、いろいろなアプローチがありますが、例えば、パテントプールをつくるとか、そもそもリーズナブルとは何だというものの定義を見直すという話がいろいろ出たと思います。これは今、現実にはいろいろな具体例について問題になり、ときどき新聞等でも取り上げられる問題です。先ほど、お三方からそれぞれの立場でお話があったんですが、そんなにうまく行っているのかなというのが私の個人的な疑問なんです、いかがでしょうか。先ほどのお三方からお話があったことについての追加でも結構ですし、ほかの方からお話があったことについて、例えば、加藤さんからもわかるんだというお話があったんですが、逆に言えば、ランセンシーの側からすれば、かなり大きな金額を払わされているのではないかというような心配もあるんですが、いかがでしょうか。

加藤 例えば、1つの標準なら標準、それに付随するパテントプールで考えた場合については、現状はパテントプールの価格というのは文字どおりRANDだと思っています。ただ、実は、次のステップの問題がそろそろ見え出しています。1つの製品をつくる時、例えば、DVDをつくる時に、使われている

標準は1つだけではございません。したがって、さっきは特許のロイヤリティーの積み上げが問題になってきたと申し上げましたけれども、実は、複数のパテントプールも積み上がってくると結構な価格になっちゃうんですね。

例えば、こういうふうに考えてください。パテントプールで100件特許に入っています。これはパテントプール全体で2%だとします。ただ、この技術標準はそれでいいけれども、ほかの技術標準、製品の機能をアップするために使いたいとすると、例えば画像の技術標準と共に音声の方の技術標準についても使いたいという、更には、もうちょっとファンクションを上げたいといいますと、技術標準ごとにパテントプールをつくらないといけないというのが独占禁止法当局の立場なので、それだけパテントプールロイヤリティーの積み上げという問題が近未来的にと言いますか、現実には次のステップの中に見え出しております。

ですから、今度はRANDの次の問題というのも、実は考えなければいけないということで、これは大きな問題に、また解決していかなければいけないところがあると思っております。多分、解決手段というのは、1つは独禁法の壁も破った上で、本当にそれらを取り込んだときに商売できる、全体的RAND価格にしないといけないんだろうと思っています。現実には、DVDの製造業者は、そういった意味での積み上げがかなり重くなってきているのは確かでございます。

苗村（コーディネーター） 丸島先生。

丸島 私も全くそのように考えています。標準の連鎖ということがどうしても出てくる、やはり連鎖した標準技術を採用する1つのプロダクトに対する全体でどのぐらいの実施料でライセンスを受けられるのか、これが最終的には非常に大事になってくるだろうかと常々思っているのです。

それから、もう一つ、先ほど表明の問題が出ました。リーズナブルで、無差別でライセンスを出すよといったことですが、これについて実際にトラブルが起きているわけです。まず第一に、法律的に、例えば、私が私の会社の立場でそうしますと宣言した後、会社が持っている特許を第三者に売ったとき、譲渡してしまったとき、買った人は宣誓に、表明に義務を持つのでしょうかという問題ですね。

ですから、標準化団体に入っている人は、一生懸命

宣誓するのですが、その後特許を売ってしまった場合は、買った人は宣誓など関係ないよと攻めてきたら、これは成り立たないですね。そういう問題もあるように聞いております。

それから、もうちょっと複雑なのは、途中まで参加していて、抜けて、抗議をかけてくるとか、そういう表明と実際のライセンスをするというで、ちょっとトラブルがあるようなことも実は聞いております。こんなところも明確に規則なり法律的な手当てもして、解決する必要があるのではないだろうか、そのように考えております。

苗村（コーディネーター） ありがとうございます。

標準化機関の Patent Policy と通常呼ばれていますが、その定める標準を実施するに当たって必要となる特許権のライセンス条件並びにそのライセンス条件に関する合意の手続とか、実際のライセンスの進め方、こういうことに関して JIS あるいは ISO、IEC などで議論もいろいろ進んでいるんだと思いますが、先ほど、江藤さんのお話の中でもちょっと触れておられましたけれども、日本としての考え方は多分合意されているんだろうと思いますが、外国との調整などについて何か補足することがありましたらお願いできますでしょうか。

江藤 RAND につきましては、当然ながら、先ほど途上国の話は申し上げたんですけれども、いまだにやはり標準の世界では、フリーにすべきだという根強い思いがあるのは事実で、一部の標準化団体では今でも標準化団体での標準はすべて特許はフリーですというルールをつくっている団体もございます。

それから、ヨーロッパ系の団体は、わりとフリーにしたがる。それから、日本の中でも、素材系、それから、材料系、こういったところの標準をつくる世界の方々は、やはり特許はフリーであるべきだという思いを持っていらっしゃる方がまだまだたくさんいらっしゃいまして、この辺りは、勿論、標準の目的というのがございますので、標準を普及すること、それから皆さんが標準を使っていただくということが一番重要でございますから、フリーにすることが決して悪いことではないんだと思いますけれども、RAND という条件を使って、普及した標準から利益を回収することもできるんですよということを今、我々は一生懸命皆さんに御説明をして、そのどちらを取ってやった方が皆さ

んにとって価値があるか、その判断をしていただいて、フリーにするのか、RAND でやるのかということをお話しして、御検討してくださいということでございます。そういう意味では、必ず RAND にしなければいけないということでもございませんので、そこはちょっと誤解のないようお願いをしたいと思います。

あと1つだけ、RAND の問題については、本日も先生方からいろいろ RAND の問題点御指摘をいただきましたが、私どもも本当に RAND についてはいろいろな形で皆様から御指摘をいただいて、国として何か制度ができないのかというお話をいただくんですが、実は、御指摘の方向が、180 度違うんですね。上限を設けるべきだという御指摘もあれば、絶対にそういうことをしてはいけないという御指摘もいただくわけです。これは、当然会社がランセンサーかライセンサーかによっても違うわけですが、同じ会社でも、経営の方に聞くのと技術の方に聞くのとではやはり違う、そういった状況の中で、大変私ども今悩んでおりまして、今年、実はそのための調査をしよう。本当に皆さんが望んでいる RAND というのはどういうものかをきちんと調査をしたいと思っております。実は、丸島先生にもその調査の御指導をいただくと思っておりますけれども、そういった調査をきちんとした上で、RAND 問題を片付けていきたいと、少しでも皆様が使いやすい制度にしていきたいというふうに思っております。

苗村（コーディネーター） ありがとうございます。

御存じの方も多いと思いますが、RAND という 4 文字単語が非常によく出てきておりますが、これは合理的とか適正とかという日本語に訳されるリーズナブルという言葉と、ノンディスクミニナトリー、非差別的という言葉の組合せです。非差別的という言葉に対して解釈がもめることは余りないんだと思うんですが、そのリーズナブルというのは、先ほどもお話があったように、権利者の側からすればなるべく高い方がいい、まあ、装置の価格の 100% とは言わないまでも、できるだけ高い方がいいという考え方が多いですし、ライセンサーの側からすれば、標準になるある程度その技術を使わなければならないということになる限りは安くしてほしいという要求があるのも間違いない。ただ、いずれにしても、その考え方で現在標準化団体が標準を決めているわけで、決まった後で、実際には予

想したライセンス条件に比べて、自分にとって都合が悪いということになるといろいろともめ事が起きてくる。パテントプールは、それを解決する1つの方策として実際に使われているわけです。

先ほどパテントプールにある特許を入れるため、組み込むための条件としてその特許が必須特許であることが条件だという話がありました。独占禁止法との関連だという説明もありました。これも御存じの方は多いと思いますが、論理としてはこういうことです。

ある標準が決まった、その標準を使いたいという企業が、ライセンスを申し込んだときに、わかりました。では、我が社のこれとこれの特許をライセンスしますよ、合わせて幾らですと言ってきた。中に、その標準を実際に製品に組み込むために必ず使わなければならない特許が入っているのはいいとして、そうではないその周辺の特許が入っていると、これは言わば抱き合せ販売ということになる、しかも、その抱き合せ販売のようなことを、その特許権者、ライセンサーがみんな合意をしてやるわけですから、これはカルテルと言わないまでも、少なくとも独占禁止法の理念に反するというのもあって、日本の公正取引委員会あるいはアメリカ、ヨーロッパの独禁法当局は、標準化に絡むパテントプールをつくるときは、その特許の実施のために必須な特許に限って入れてもよいよと、それ以外にものを入れることは不都合である、当然のことながら、その特許をライセンスする相手は選んではいけないとか、特許権者のみにライセンスするのではなくて、第三者でも来ればライセンスしてもいいよというルールでなければいけないというのが大まかな考え方です。

この辺りを含めて、弁理士の皆さんが、そのパテントプールに入れてよいかどうかの、つまり特許がその標準にとって必須特許であるかどうかの判定の問題であるとか、あるいはその必須特許であるという判定をした後で、実際にその特許権をその標準に実施するためのライセンスの一環で、どのような金額でライセンスするのがいいかという問題、その他、先ほど加藤さんから更に面白い話として、むしろ出願補正等の段階で、数の問題も含めて対処した方がいいという、ある種のアドバイスもあったと思いますが、特に弁理士の関わり合い方について少し補足なりほかの御意見に対する反論なりありましたら、少しいただけませんで

しょうか。

丸島 何年か前、一昨年だったと思いますけれども、PCTの国際フォーラムがあったとき、なぜPCTを使うのだということを各パネラーが話しているのを聞きしていたら、国際標準のためだというのが大体共通項なのですね。なぜかという、タイムリーの権利を取りたいと、タイムリーというのは必ずしも早いとは限らない、必要な時期に権利を取りたいということは、PCTの制度が30ヵ月に延びた、これをうまく利用しているということなのですね。日本の場合は早く、早くということで、補正の制限も厳しいし、自由度が少ないんですね。そういうことになると国際的に見て標準化活動と関連した企業からすれば、もっと便利な仕組みで出願したいなということも関係してくるかもしれません。

ですから、要は、余り固定的に物を見るのではなくて、必要に応じて対応できるような仕組みというのが知財立国のために必要なのではないだろうかとは感じております。

苗村（コーディネーター） ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

加藤 必須特許が必須かどうかの判定基準の問題でございます。実務的にパテントプールを幾つか拝見していて、これは鑑定人がジャッジメントするものです。勿論、中立な鑑定人の方のジャッジメントなんですけれども、どの程度広いか狭いか、この問題をストライクゾーン問題と言っています。野球になぞらえてストライクは必須特許、ボールは非必須です。どこまでストライクゾーンを取ったらいいかの問題なんですけれども、アンパイアである鑑定人の先生方、弁護士、弁理士の方のジャッジメントは比較的広めかなというような感覚を持っています。これで、多分、ライセンサーもライセンシーもおおむね満足しているようです。ただ、1つだけ問題がございまして、必須という意味は、クレームが技術標準を完全にカバーしているのが第1条件でございます。

第2条件は、ほかにそれに代わる方法がない、この2つの条件を見たしたときが必須と言われるものでございます。問題は、ほかに満たす条件がないということが、技術的にほかに方法がないかどうか、こちらの方が問題でございます。

商業的必須という言葉がございまして。ほかに手段・

方法としては、理論的にはあり得るんだけど、現実的な解はほかにないのではないかをどう見るか、これが商業的必須という問題でございます。私はストライクゾーンを広めに取っているというのを皆さんに申し上げたのは、商業的必須もやはり基本的には必須特許に含めるべきだろうと思うのです。ただ、商業的必須でなくなった場合、現実にはほかの代替手段が出てきた場合は、公正取引委員会の場合は、必須特許から外せという考え方になっております。

丸島 今の加藤さんの話に関連して、公取の方は一般としては必須の特許とそうでないもの抱き合わせてやるのはいかぬと、これはそのとおりだと私は思うんです。ところが、この標準化技術の実施という立場を考えたときに、ライセンシーの立場、受ける人の立場からしたら、必須の特許だけもらっても事業ができるかという問題も出るのですね。必須ではないけれども、事業に有利な特許というのはなぜ一緒にしてはいけないのでしょうか。私はそれをむしろ思うのです。ですから、ライセンシーの立場からしたら、必須の特許だけではなく事業的に有利な特許を含めてくれた方がありがたいはずではないでしょうか。ただ、条件が同じなら入れた方がいいはずですね。そういうことをしないと、必須の特許というのは余り狭く、加藤さんのお話だとストライクゾーンが広ければ別なのかもしれないですけども、狭く、狭く解釈して、必須の特許だけプールにしないで、それ以外はプールにしないといふと、現実にはライセンシーの人はプールでライセンスを受けてそれ以外にまた事業に必要な特許を、個別にライセンスを受けなければならない、ということになるのですね。

ですから、ライセンスを受けるといふその面だけ見たら、実施料が同じだったら全部含めてくれた方がありがたいはずではないだろうか、なぜこれが独占禁止法に違反するのだろうか、私は疑問を持っているんです。その見返りに何かを寄越せということの関連があればまた別の問題かもしれませんが、ライセンスを受けるといふことだけでしたら、便利なはずだと、なぜ抱き合せがいけないのだろうか、このように私は疑問を持っています。

以上です。

苗村（コーディネーター） ありがとうございます。
江藤さん、お願いします。

江藤 私が公取の肩を持つてはいけなような気もするんですけども、この問題では私どもも公正取引委員会と大議論をしております、やはり必須特許だけでパテントプールをつくるというのは現実的には非常に難しい。特に今回の公取のルールには、必須でなくなったらすぐにパテントプールから外せと書いてあったんです。これはさすがに無理だろうと、必須でなくなったということは、どこかで代替技術が開発されたということですが、代替技術が開発されるのを常に監視をし続けて、世界中の技術を監視して、それが出た瞬間にプールから外さなければいけない、そういうルールはさすがに難しいのではないかと、かなり公取とも大分議論をさせていただいております。まだ最終版が出てきていないと思いますが、最終版ではある程度緩和して出てくるのではないかと考えております。

ただ、公取という組織、それから独禁法上守るといふルールからすれば、一番きれいなもの、つまりグレーではないホワイトのものをとりあえず示しましたというのが今回のルールということで、とりあえずこれであれば絶対に白ですと、グレーの部分というのはたくさんあると思いますから、それは個別に独禁法違反かどうかを検討させていただきますということではあるわけでございます、その必須特許以外のものが入っていたものが全部黒かといふとそんなことはないといふことを彼らもはっきりと申しておりました。

それから、我々としてはやはりそういう意味では、白のパテントプールといふのをつくりやすくしたいと、できるだけグレーのもので一件一件不安を持ちながら運営するよりも、ホワイトの白のパテントプールがつくれるならやはりこれが一番いいわけでございます、これをつくる上でやはり最大のポイントは、必須特許であることを第三者が判定をしなければいけないといふところが実は意外と大変、これが、第三者で判定できる人といふのがいないんですね。実を申しますと、日本には1人しかいないと言われていまして、実際、今、我が国にある、といふか我が国の関係しているパテントプールの大半はアメリカの弁護士に必須かどうかを判断していただいている。

アメリカの弁護士でさえ、実は、第三者、つまり頼んだ会社と全く利害関係のない弁護士を見つけるのはすごく難しいそうございまして、そうした必須特許

だけのパテントプールをつくるための人材というのは本当に不足している、ここの部分が私としては是非弁理士会の方々に御活躍いただいて、この必須特許の判別をしていただくような方がどんどん増えていただければ、そうすれば、日本でもっとパテントプールが作りやすくなるのではないかと思ったんです。

実を言いますと、パテントプールにつきましては、その問題だけではなくて、日本の税法上の問題とか、そんな問題があって、今のところほとんどのパテントプールはアメリカにつくられておりまして、日本でつくられているパテントプールというのはほとんどないんですけれども、これを日本で作りやすくするというのが、今回出ました知財計画でも、非常に重要な課題となっておりますので、そこに我々も制度を整備していきたいと思っておりますし、是非、人的な支援をいただければというふうに思っております。

苗村（コーディネーター） ありがとうございます。まだ、パネラーの皆さんにもいろいろと御発言の内容があるかと思いますが、予定の時間になりましたので、ここから、会場の皆さんから是非御質問なり御意見を伺いたいと思っております。

挙手いただきましたら、マイクを持ってまいります。

質問者 A 弁護士をしております。加藤先生とそれから江藤先生に御質問させていただきます。

加藤先生はパテントプールと技術標準の問題についてお話をされましたが、競争法の観点から言いますと、パテントプールの場合に、例えば、プールに参加していない業者へのライセンスをどうするかという問題があります。先ほど、デジタル家電メーカーが日本には10社ぐらいあるのではないかというお話でございました。そこで、同じ技術につきまして、パテントプールが複数あるのがいいのか、1つに限るのがいいのかという点で産業政策と競争政策とが異なるわけですが、加藤先生の御体験から、どういうふうに技術標準との関係で解決したらよろしいかという問題でございます。

それから、江藤先生から先ほど、技術を標準化する場合に、業界ではいろいろ反対があるというお話がありました。実際にアメリカでL-BUS業界標準の形成過程で、デルコンピュータ社は自社の特許が存在することを隠しておきながら、標準が設定されるや否や、標準になった特許を使用しようとする人に対して、

DELLの特許を侵害しているという理由で訴訟を提起しました。1995年にアメリカの連邦取引委員会(FTC)は、競争法の観点から、同社の行為がアンフェアであるという理由で、特許侵害訴訟の取り下げを命じたことがありました。このように自分の会社の特許を、将来技術標準にするために、隠蔽しておきながら、それが標準になった後で、特許侵害訴訟を提起するというような問題がアメリカ以外、あるいはまた日本でもそういう問題があったか否かをお聞かせいただきたいと思っております。

苗村（コーディネーター） ありがとうございます。2つ御質問がありまして、それぞれ加藤さん、江藤さんというふうに御指摘がありましたが、多分、ほかの方も何か追加されることがあるかと思っております。

まず、加藤さんに、特に最初の御質問パテントプールを同じ技術について、1つつくるのがいいのか、複数つくるのがいいのかという点について、まず、この点を。

加藤 大変重要な御質問だと認識しております。御質問の趣旨、言い換えますと、どのぐらいの大きさのパテントプールが許されるのかということでございます。私の経験から、実は、第三世代の携帯電話で1つお話しをしたいと思います。

第三世代の携帯電話は、本来は唯一世界で1つの共通規格をつくろうとしたんですが、今日申し上げたような問題から実は大きく分けて5つございます。そのうち、一番有名なのがWCDMAと言われている日本と言うとドコモさんとボーダフォンさんがやっているのと2番目がCDMA2000という日本と言うとKDDIさんがやっているものでございます。その他3つございます。大きく5つございます。我々は実はこれを全部含めた第三世代携帯電話1つのパテントプールをつくろうとしたんですが、米国の司法省からこれを5つに分けるということで、現在分けることにいたしました。

つまり、これは重要な示唆を含んでおりまして、独占禁止法、当局が考えているのは、パテントプールを合法的だと見るゆえんは、一定の競争促進的であるかどうかポイントになって、全部を含んだような競争を阻害するような複数技術を包含するプールはだめだということです。したがって、一定の競争が規格間で保たれる範囲においてパテントプールをつくりなさいということなのではないかと思っております。ですから、技

術によってケース・バイ・ケースに変わってきますけれども、第三世代携帯電話は5つに分けなければいけないというのが1つの基準になるのではないかと考えております。

以上です。

苗村（コーディネーター） このことについて何かほかのお二人の方から補足がありましたら。

丸島 今の加藤さんのお話、基本的にはそのとおりだと思うのです。第三世代の電話の話ですが、あれは国際標準として4つが独立しているということが前提ではないでしょうか。ですから、国際標準4つあるそのうちのどれか1つで事業ができるはずだと、だからプールも4つに分けなさいというのが基本だと私は思うのですね。

ところが、ユーザーの立場になって考えたときに、本当にプールがいっぱいあった方が得なのでしょうかということも考える必要があると思うんです。何でも1つにまとめると悪いというのではなくて、まとめた方がユーザーにとって便利だったら、それはその方がいいだろうと。規格も同じですね。何も国際標準5つも6つもつくる必要がないじゃないですかと、国内標準もそうだと思うのです。国内標準で見たときに、幾つあってもいいなという業界もあるかもしれませんが、先ほど申しましたように、国際競争力を高めたとき、その幾つもの標準を全部国際標準に持っていくというのはとてもできないと思うのですね。ですから、やはり絞り込んだ形で国際標準に持っていくということが大きな意味での競争力を保つためのいい方法ではなかろうかと、プールもそんなに細分化する必要はないのではなかろうかというふうに私は思っております。

以上です。

苗村（コーディネーター） ありがとうございます。

では、次のDELL事件のことを例にされて、標準化に関わっている企業が自ら持っている特許を隠してその標準化を進めるというケースが日本でもあったらどうかという趣旨の御質問かと思うんですが、あるいは今後その可能性がどうだろうかという件についてお願いします。

江藤 DELL事件、これは1992年の事件ですが、実は、DELL事件、ラムバス事件、それからJPeg、この3つが標準化と特許のかかわりで最も有名な三大事件でございまして、いずれも特許を持っていた者が後

から標準に入っている特許を使わせないと、もしくは非常に高額な価格を要求したという事件でございませぬ。今のところ日本の会社がそういうことをやったという例はございません。こういったものを防止できるかどうかというのがまさに特許が入った標準をつくっていく上で一番重要な課題でございまして、今回、公取が出しましたガイドラインの中でも、こういった行為を独禁法上の違反だとするラインというのが一応示されております。

それは、ある社、もしくは特許を持っている個人が、積極的にその技術を自分で標準に入れようとして努力をした上で、その後、後からその特許をRAND条件には出さないといった場合は、これは独禁法違反であるから、それは認められないということで、ここは世界的にもちょっと一歩踏み込んで新しいルールとして日本の公取が打ち出したルールでございませぬ。これによって、DELL事件のようなものが起こらないようになるのではないかと期待しておりますが、実態的には、こういった故意に隠してやる例というのは、実はそれほど多くなくて、実は自社が特許を持っているのに気がつかなかった、実際に標準ができた後に特許があることに気がつきましたという例は実はたくさんあります。それが今まで運よく余り問題になっていないのは、気がついた後に皆さんがRANDで出すことを合意してくださっているからなんです、これが本当に今後もそうなるかどうかというのはわからない、そういった事件は今後も十分起こる可能性があつて、こういったものをどうやって標準の中に入らなくしていくかというのは我々の大きな課題でございませぬ。

苗村（コーディネーター） 御質問者の方、よろしいでしょうか。

では、そちらの方、お願いします。

質問者B 弁理士をしております。江藤先生が最後におっしゃられたコンフリクトの問題、特に標準化に携る人材とか、必須技術を判断する人間の利害相反の問題です。会社に勤めるとか、代理人の業務をやると必ず何らかの形でやはり利害関係が出てくることになるわけで、そういうような人材育成の話も絡むと思うのです。例えば、大学みたいな利害のない状態から、クリーンルームみたいな状況で育った人でないと標準化作業には携われないのかとか、そういうような疑念をちょっと抱いたのですが、その辺についてご教示を

いただければと思います。

苗村（コーディネーター） これはまた難しい質問ですが、江藤さんからお願いします。

江藤 もしも第三者というのをものすごく厳しく見ればそうかもしれないと思いますけれども、実は、今回、公取が出したルールの中には、第三者という言葉が幾つかありまして、例えば、実はパテントプールを運営する者も、パテントを持っていない第三者であることが望ましいと書いてあったんです。この辺りについて、公取にかなりクラリファイをしまして、第三者という言葉がそこまで厳格にとらなくても、ある程度独立してきちんと自社で、自分のところでルールをつくり、それから情報のバリアーがきちんとできている、つまり、どちらからもらった情報を別のところに流したりする、そういうことがない、きちんと情報のバリアーができていようであれば、そういう会社がやるということであれば大丈夫ではないかというような御判断をいただいております。この辺も、正直言います、公取のルール自体は本当にホワイトなもの、全く問題のないものというのを示しておりますけれども、大半の、その周辺にあるグレーの部分というのはまず問題がないものでございますので、そういったところをうまく活用してどんどん、なるべくホワイトに近い形でパテントプールを運用していけば大丈夫だと思いますし、人材もそういう意味で、ある程度きちんと独立性があり、守秘義務を持っていれば、第三者としてそういった必須特許の判断ができると思いますので、そういった方々がどんどん出てきていただければいいのではないかとこのように思っております。

苗村（コーディネーター） ありがとうございます。

予定の時間になってしまいました。この問題そのものは、今日何かの結論が出て、明日からそのままスムーズに行くという問題ではありません。今後ともこの日本弁理士会の中央知的財産研究所での研究、あるいは弁理士会としての対応もしていただく必要がありますし、また、江藤さんを始め、経済産業省、総務省、そして特許庁の皆さんにもこれからいろいろと、それから先ほどから名前が出ている公正取引委員会側でもいろいろ御検討いただく必要があると思います。

しかし、それにも増して、それぞれの企業にお勤めの特許部門の方、あるいは標準化部門の方、弁理士、弁護士の皆さん、大学関係者、そういった方々が力を

出し合い、また知恵を出し合って、努力していただく必要があります。

何度も話が出ているので、ある意味では重複してしまっていますが、ただ、重要だと思いますので、もう一度申し上げますと、やはり日本の知的財産立国に向けた推進をしていくために、日本初の技術を国際的な標準に持って行って、世界中でそれが使えるようにすることが極めて重要である。そのためには、決して今までと同じことをやっていたのではうまくいかなくて、特許にも詳しく、また、標準化活動の中でリーダーシップを取れるような人材を育成していくこと、これは先ほど来言っております企業と大学両方が協力して進めていく必要があると思いますし、また、官の立場でのサポートも是非必要だと思います。そうは言いながらも、現実に標準ができ、それに関わる特許があることがわかったときに、さて、それは絶対に使わなければならない特許なのか、どちらかと言えば、使ってもいいという種類の特許なのか、必須性の判断ということが重要であり、また、その必須特許についてはどれだけの条件でライセンスするのかということに関しての合意を取ることが要る、この辺りが今、現実に問題となっているわけであります。

また、弁理士の立場からすれば、その必須性の段階で、それがこれから何らかの形で国際標準に関わるものなのか、決してこれは情報の分野だけではありませんで、環境・エネルギー、あるいは自動車の排ガスの問題であれ、場合によっては工法、最近新聞ざたになっております橋梁を含めた建築物の問題であれ、今後いろいろなところでそれが特許の対象になる。そういう新しい技術を使った標準が出てくるということはある得るわけで、そういったことを出願段階でも意識されて、明細書の書き方、あるいは補正、分割ということを進めていただく必要があると思います。

だからと言って、必須でないものは関係ないかというと、むしろ必須でない、その周辺特許はその標準を実施する上であった方がよいという技術ですから、むしろ特許権者からしたら非常に大きな収入源になるかもしれないので、必須から外れたら直ちに無関係というわけではありません。こちら辺りも含めて全体としての特許戦略としての検討を各企業でしていただく必要があるだろうと思います。少し私の個人的な考え方を含めてしまいましたが、今日は長時間にわたってパネ

リストの皆さん、また、会場の皆さんにも熱心な御討論をいただきまして、誠にありがとうございました。予定の時間を少々過ぎましたが、これでパネル討論を

終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

資料

標準化の意義・効用

品質の確保



安全性の確保



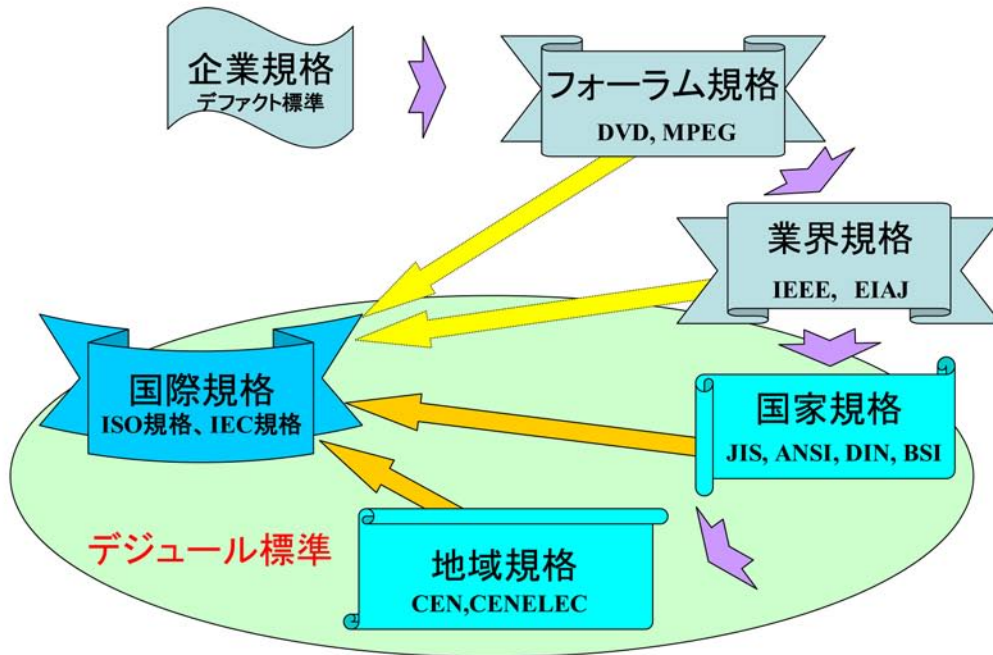
互換性の確保



「デジュール標準」と「デファクト標準」

- ◇ 「デジュール標準」は、公的な開かれた手続きによる標準。ルールが明文化。国内規格や国際規格。
 - ◆ 単位、用語、各種試験方法
 - ◆ ネジ径、合板、家庭用品
 - ◆ MPEG、ICカード、3G携帯電話方式 等
- ◇ 「フォーラム標準」は、企業グループにより、「デジュール標準」のように開かれた手続きによって作成される標準。特に、先端技術分野に多い。
 - ◆ コンピュータインタフェース(VLバス、PCIバス)
 - ◆ CD、DVD-ROM (フォーラム標準からデジュール標準へ)
- ◇ 「デファクト標準」は、企業単独もしくは企業連合等による標準。最終的には市場が標準を取捨選択及び淘汰。
 - ◆ VTR (ベータ vs VHS)
 - ◆ パソコンOS (Windows vs Mac OS、OS/2)

国際標準の成立過程



主要国際標準化機関

	ISO		IEC		ITU-T/ITU-R		OIML	
	国際標準化機構		国際電気標準会議		国際電気通信連合 電気通信標準化部門 / 無線通信部門		国際法定計量機関	
機関の概要	電気、通信を除く全ての分野の国際標準化機関(14941規格)		電気技術分野の国際標準化機関(4840規格)		通信分野の国際標準化機関		計量器の使用から生ずる行政上又は技術的な諸問題を国際的に解決する機関	
設立年	1946 (ISA: 1928)		1906		1932 (CCITT: 1865)		1955	
日本参加年	*1952		*1953		*1949		1961	
会員数	2005年2月	147	2005年2月	65			2003年11月	109
	正会員	100	正会員	51	加盟国	189	加盟国	60
	準会員	47	準会員	14	企業会員	650以上	準加盟国	49

* 戦前から加盟していたが、第二次世界大戦で中断

WTO／TBT 協定

Technical Barriers to Trade—貿易の技術的障壁に関する協定

加盟国／標準機関は強制／任意規格導入の際に、関連する国際規格が存在するか、存在する直前である場合に、一定の例外を除き、その国際規格を基礎として用いなければならない。

☆目的

強制規格及び任意規格並びに適合性評価手続が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保

☆適用範囲

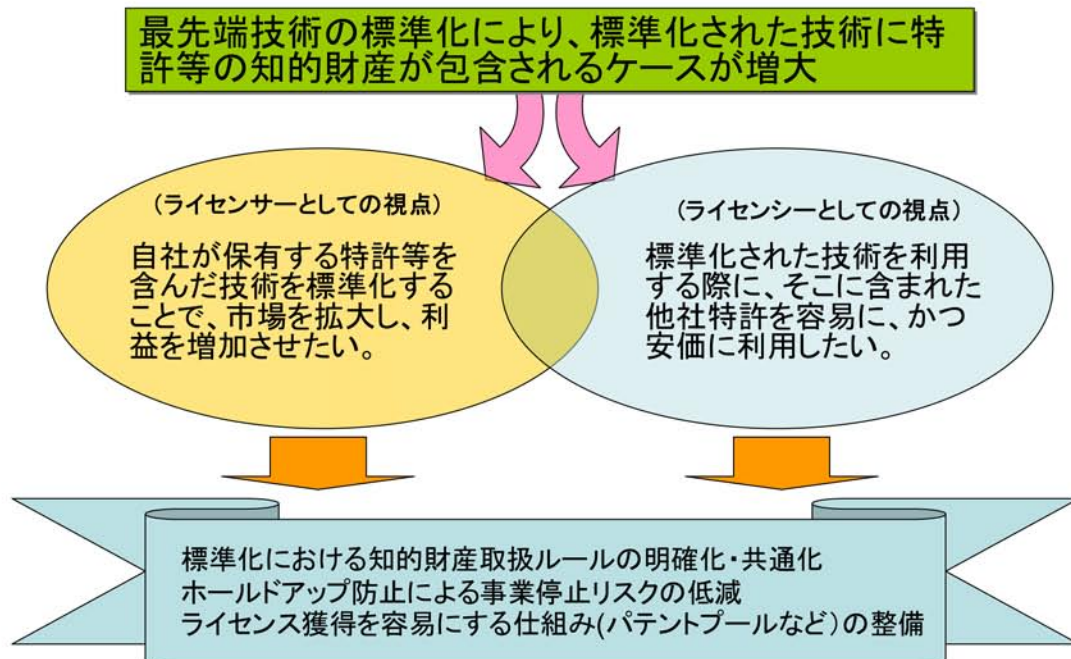
○強制規格

産品の特性又はその関連の生産工程もしくは生産方法について規定する文書で、遵守することが義務付けられているもの

○任意規格

産品又は関連の生産工程もしくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書で、遵守することが義務付けられていないもの

知的財産と標準化の関係



パテントポリシー

特許権使用を含む条件で規格を作成する場合の手続き規定

ISO/IECのパテントポリシー(抜粋)

- a) 国際規格の提案者は、既知の特許権に関し標準化技術委員会(TC/SC)に注意を喚起する。規格作成にあたる者は規格開発の全ての段階で知り得た特許権について、TC/SCに注意を喚起する。
- b) 提案者は特許権の所有者に対し、その権利の世界的ライセンスについて、妥当かつ非差別的な条件(RAND条件※)で、世界中の申込者との交渉に応ずるとの宣言を求める。宣言が得られない場合は、その特許に該当する事項を国際規格に含めてはならない。
- c) 特許権者の宣言が出されない場合は、理事会の承認無しには国際規格は発行されない。

国際規格の発行後、規格に該当する特許のライセンスが、妥当かつ非差別的な条件が許可されないことが明らかになった場合は、その規格に関連するTC/SCに差し戻す。

※ RAND(Reasonable and non discriminatory)
ITU-TやJISの場合は、Free(無償)で提供するか、RANDで許諾するか、許諾しないかを選択して宣言する。
ISO/IECの場合は、RANDにFreeを包含するとの認識で、常にRANDで許諾すると宣言する。

知的財産推進計画2005（2005年6月10日 知的財産戦略本部）より抜粋

第3章 知的財産の活用

I. 知的財産を戦略的に活用する

3. 国際標準化活動を支援する

(1) 戦略的に国際標準化活動を強化する

① 国の研究開発プロジェクト等において知的財産戦略と標準化戦略とを一体的に推進する

- i) 2005年度も引き続き、将来的にその成果の普及が期待され広く社会に影響を及ぼす可能性の高い研究開発については、早期の段階から標準化戦略を立て、成果が得られたものについて、官民を挙げて標準化活動に取り組む。

(総合科学技術会議，総務省，文部科学省，経済産業省，関係府省)

- ii) 2005年度も引き続き、国の研究開発プロジェクトの実施計画において知的財産戦略及び標準化戦略を明確に位置付け、そのために必要な活動財源の確保を図るとともに、知的財産権の取得及び標準化活動に積極的に取り組む。また、大学・公的研究機関についても、2005年度も引き続き、自主的に同様の取組を行うよう促す。

(総合科学技術会議，総務省，文部科学省，経済産業省，関係府省)

② 官民による戦略的な国際標準化活動を強化する

- i) 2005年度から、国際標準化機関におけるパテントポリシー（特許等の取扱いに関する方針）の改善やそのガイドライン、FAQ（質疑応答集）の作成に向けた戦略、国際幹事国（国際標準化機関の規格作成委員会における幹事を努める国）等の引受やそれに対する支援についての戦略、国際幹事国業務等に携わることのできる人材の育成に関する戦略等、我が国の国際標準化活動を強化するために必要な戦略を、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）については（財）日本規格協会内

の国際標準化支援センターの協力を得て日本工業標準調査会が、国際電気通信連合 (ITU) については情報通信審議会が、互いに十分な連携を図りつつ、立案し実施する。

なお、戦略を立案する際には、重点分野（環境・エネルギー、情報家電・ブロードバンド・IT、健康・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料）を中心に資金配分や支援を重点的に行うなど配慮する。
(総務省、経済産業省)

- ii) 我が国が国際標準化活動を戦略的にリードするため、2005 年度も引き続き、日中韓の情報通信標準化に関する会合、アセアン基準認証協力プログラム、太平洋地域標準会議等の機会を通じて、我が国と密接な経済関係にあるアジア諸国と共同で国際標準を開発するなど、連携強化に向けた取組を推進する。
(総合科学技術会議、総務省、経済産業省、関係府省)
- iii) 国内標準化プロセスを国際標準化プロセスへのステップとして活用できるようにするため、2005 年度も引き続き、国内標準化の審議を迅速化していち早く国際標準として提案するなど、国際標準化を目指した国内的取組を強化する。
(総合科学技術会議、総務省、経済産業省、関係府省)
- iv) 日本発の国際標準化を一貫性をもった形で迅速かつ効率的に進めるため、2005 年度も引き続き、各府省間の連携及び産学官の連携を一層強化し、継続的に情報交換・意見交換等を進めるとともに、諸外国の標準化活動の動向把握・分析や国際標準化に関する審議においても適切な連携を図る。また、大学、公的研究機関及び企業の人材が国際標準化活動へ積極的・継続的に参加し、国際標準化活動で主要な分野における国際幹事等を取得できるよう、2005 年度も引き続き、国としての戦略的取組を強化する。
(総合科学技術会議、総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

③ 民間の国際標準化活動を促進する

- i) 国際標準化が我が国企業の産業競争力に与える影響の経済的効果の分析など標準化に関する研究を 2005 年度も引き続き行うとともに、当該研究で得られた情報を産業界等に周知にし、標準化活動の普及に活用する。
(総合科学技術会議、総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)
- ii) 標準化活動の重要性を普及啓発し、特に企業、大学等のトップの標準化活動に対する認識を高めるため、企業、大学等のトップに対する標準化活動に関するセミナーを 2005 年度も引き続き開催する。
(総合科学技術会議、総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)
- iii) 2005 年度も引き続き、企業における国際標準化活動の統轄部署の設置及び知的財産部署との連携や、国際標準化に携わる人材の積極的な評価、国際標準化提案への戦略的な取組を推奨する。
(総務省、経済産業省)

④ 諸外国の国内規格策定の動きに適切に対応する

諸外国における国内規格の策定は今後も頻発することが予想され、特に、国際規格とは異なる国内規格を義務づける行為や特定の規格を優遇する行為は WTO / TBT 協定違反となる恐れがあり、我が国企業にとっては脅威となっている。

我が国として、諸外国における国内規格に関する動きをいち早く察知し、官民連携で対応する仕組が必要である。このため、2005 年度中に民間企業等からの申立に基づき政府が調査を行い、その結果に応じて二国間協議や WTO 紛争処理手続等により相手国政府に改善を要請するなど、適切に対応するための制度を必要に応じて整備する。

(外務省、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

(2) 技術標準に関連する知的財産権の取扱いルールを整備する

① 技術標準の策定・普及を妨げる必須特許の権利行使に対し対処する

- i) 技術標準に必須な特許（必須特許）の権利者による当該技術標準の利用者に対するライセンス拒否や法外なライセンス料の請求は、技術標準の策定・普及を阻害するものである。これを回避するため、以下の措置を講ずる。
 - a) 国際標準化機関における現行のпатентポリシーやそのガイドライン、運用に関する FAQ（質疑応答集）について 2005 年度中に見直しを行い、国際標準化機関に対しその改善を提言する。
(総務省、経済産業省)

- b) 当該技術標準の利用者に対する必須特許の通常実施権の設定の裁定の可能性について、権利者と利用者間の利益衡量や国際標準化戦略を踏まえつつ 2005 年度も引き続き検討し、必要に応じ制度を整備する。(経済産業省)
- ii) 特許権者が共同の標準策定作業に参画しながら意図的に当該特許の存在を明らかにせず当該特許を含む技術を必須なものとする技術標準が確立された後になって特許権を主張するなどして標準化を著しく阻害する行為、又はこのような行為を通じて自らの独占的地位の維持を図る行為等に対する独占禁止法の適用可能性について検討を進め、2005 年度中に独占禁止法上の指針を取りまとめる。(公正取引委員会)

②パテントプールに関する環境を整備する

- i) パテントプールを効率的かつ円滑に機能させるため、2005 年度中にライセンス料の低減や必須特許の鑑定・価値評価等のための方策について検討し、結論を得る。特に、必須特許の鑑定・価値評価については、裁判外紛争処理 (ADR) やパテントプール参加企業から中立的な専門家 (弁護士、弁理士等) の活用等についての具体的方策を明らかにする。(総合科学技術会議、総務省、経済産業省)
- ii) パテントプールの形成・運用には独占禁止法上の問題が発生する可能性があることから、これについての独占禁止法上の指針について 2005 年度中に取りまとめる。(公正取引委員会)

第 2 章 知的財産の保護

1. 知的財産の保護を強化する

2. 出願人のニーズに応じた柔軟な特許審査を推進する

(1) ニーズに応じた審査時期を担保する

- ii) 国際標準に関わる出願や実施化に時間が掛かる出願等に対して、適切な権利取得が図られるよう、産業構造審議会の取りまとめに従い、2005 年度も引き続き補正の制限や分割時期の緩和について検討し、必要に応じ制度を整備する。(経済産業省)

4. 紛争処理機能を強化する

(3) 裁判外紛争処理を充実する

- ii) 2005 年度も引き続き、日本弁護士連合会、日本弁理士会等の関係者間で、知的財産の評価や標準化に関する特許権等の判定や紛争処理など、利用の可能性のある分野について検討を行い、所要の措置を講ずるよう要請する。(法務省、経済産業省)

第 5 章 人材の育成と国民意識の向上

2. 知的財産関連の専門人材を育成する

(1) 知的財産専門人材を量的・質的に拡大する

⑦ 標準化に関する人材を育成する

大学その他の教育機関において、2005 年度も引き続き、標準化に関する人材育成を進める。これを通じて、例えば、大学に対し、ビジネスに直結する標準化に関する人材の育成や既存の知的財産専門家コース、技術経営 (MOT) コース等における標準化に関する教育の提供等が行われるよう、その自主的な取組を奨励する。(総合科学技術会議、総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(2) 知的財産専門人材育成機関を整備する

④ 技術経営 (MOT) プログラムを推進する

- ii) 2003 年度には約 1 千人であった MOT プログラムの受講者を 2007 年度までに年間 1 万人とすることを目指し、各大学における MOT の教育プログラムの開発支援を行う。その際、技術の標準化や知的財産管理に関する内容を盛り込むよう各大学の自主的な取組を促す。

(総合科学技術会議、経済産業省)